

社会福祉法人 稲泉会 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と育児の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～ 令和10年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和5年4月～ 対象となる職員への情報提供、面談し、サポートを目指す。

目標2：小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度、小学校就学前の子の看護休暇制度などの、育児に関する規則の周知を行なう。

<対策>

- 令和5年4月～ 社内掲示だけでなく、イントラネットなどにより職員に広く周知する。

目標3：男性、女性を問わず育児休業、時短勤務等を取得しやすい環境作りのため、育児休業取得経験職員との情報交換の機会を持たせる。

<対策>

- 令和5年4月～ 育児休業取得経験職員がメンターとして育休対象者にアドバイスや、相談できる機会を設ける。